

『相続税の申告漏れ減少も 海外資産関連は増加へー国税庁』

国税庁はこのほど、平成27事務年度における相続税の調査の状況を公表した。実地調査の件数は11,935件（前事務年度比3.8%減）、申告漏れ等の非違件数は9,761件（同3.8%減）で、非違割合は前事務年度と同じ81.8%となった。申告漏れ課税価格は3,004億円（同8.8%減）で、実地調査1件当たりでは2,517万円（同5.3%減）であった。申告漏れ相続財産の金額の内訳を見ると、現金・預貯金等1,036億円が全体の35.2%と最も多く、土地410億円、有価証券364億円が続いている。加算税を含む追徴税額は583億円（同12.9%減）、調査1件当たりでは489万円（同9.5%減）。重加算税の賦課件数は1,250件（同0.6%減）で、賦課割合は12.8%（同0.4ポイント増）であった。



また、租税条約等に基づく情報交換制度等を活用し、海外資産関連事案について859件（同1.4%増）の実地調査を行った。非違件数は、117件（同4.5%増）。申告漏れ課税価格は47億円（同3.6%増）で、非違1件当たりは3,999万円（同0.9%減）となった。非違件数を財産別に見ると現金・預貯金が65件と最も多く、地域別では北米61件、次いでアジア40件、欧州12件の順であった。

『雇用保険法の改正 65歳以上の労働者に注意』

現行の雇用保険法では65歳以上の労働者が新規に雇用される場合、雇用保険に加入することはできない。また、すでに雇用保険に加入している労働者が4月1日時点で満64歳以上の場合、保険料は免除される制度となっている。

上記の制度が若干変更される。平成29年1月1日以降、現行法上適用除外となっている65歳以上の労働者も雇用保険の加入対象となる。また、平成32年度から現在保険料が免除されている64歳以上の労働者については雇用保険料の徴収が始まることになる。実務的には、まだ先である保険料徴収についてより、65歳以上の労働者の雇用保険加入が気になるころだろう。対象となるのは、平成29年1月1日以降に雇用される65歳以上の労働者のみならず、その時点ですでに働いており、入社時に65歳以上だったために雇用保険の加入を行わなかった者となる。平成32年度までは保険料が免除されるので、該当する従業員については、給与計算ソフトの設定を確認した上で登録し、保険料の徴収を行わないよう注意が必要だ。

年末に向けて忙しくなる前に、該当する労働者がいるかどうか、いる場合は、その者の雇用保険被保険者番号の確認等の事前作業を進めておいた方がいいだろう。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com